

いじめ防止等対策の取り組みについて

鳥羽商船高等専門学校

| | 点検項目 | 令和5年度の取組に対する自己評価 | 改善のための措置 | 改善時期 |
|----|---|--|---|--------|
| 1 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。 | 教員会議で情報共有をするとともに、いじめ防止週間にメール周知を行った。また、令和5年6月20日および9月7日に教職員向けの研修を行った。 | 引き続き教員会議やいじめ防止週間の際に周知を行う。全教職員への理解促進のため、教職員ポータルサイトへの掲載を行う。 | 令和7年2月 |
| 2 | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。 | 令和5年度においては、6.28、7.18、8.24、10.30、12.7、1.17、2.13の計7回開催し、情報共有および各事例への対応方針を協議した。 | 引き続き定期的開催 | — |
| 3 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | 令和5年6月20日および9月7日に教職員向けの研修を実施した。当日参加できなかった教職員向けに、動画配信も行った。 | 引き続き定期的開催 | — |
| 4 | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。 | 教職員ポータルサイトに掲載しており、常時確認することができる。 | 教職員ポータルサイト掲載に加え、定期的な周知を行う。 | — |
| 5 | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。 | 年間計画を策定し、教員会議で周知した。 | 毎年、次年度の計画を3月に開催する教員会議において説明を行っている。 | — |
| 6 | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。 | 教員会議等で情報提供の依頼を行った。 | いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供を呼びかけている。 | — |
| 7 | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | いじめ防止週間において、機構のポータルサイトやガイドラインについて周知している。また、案件に応じて、いじめ防止対策委員会における役割分担も定めている。 | 引き続き定期的な周知に努める。 | — |
| 8 | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている | いじめ防止対策委員会で情報共有している。 | 引き続き情報共有を行う。 | — |
| 9 | 令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか | いじめ防止委員会で検証し、反映している。 | 年度末に点検を行い、必要に応じて改正することとしている。 | — |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。 | アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会、学生相談室で情報共有している。 | 学生対象のアンケートを年5回実施し、収集した情報は関係教職員で共有している。 | — |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている | スクールカウンセラーに情報共有し、状況に応じて、委員会に出席していただいている。また、いじめ防止対策用研修動画の中で教職員に対し情報共有を行っている。 | 今後はいじめ防止対策委員会の構成員に看護師およびスクールカウンセラーを加える予定。 | 令和7年2月 |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。 | いじめ防止に関して、スクールソーシャルワーカーによる講演を6月に、スクールカウンセラーによる講演を10月と1月に、録画形式で実施した。 | 引き続き全学年を対象に研修を実施する。 | — |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。 | メール、Teamsを活用し、情報提供を行うとともに、リーフレットを作成し、学生、保護者に周知している。 | いじめアンケートの冒頭で毎回いじめの定義について確認を行っている。 | — |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。 | 学生からの学生相談室への情報提供など、取組を行っている。 | 引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。 | — |
| 15 | 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。 | ホームページ等で周知するとともに、リーフレットを作成し送付している。 | 引き続き周知を続け保護者の理解を得よう努める。 | — |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。 | 必要に応じて、保護者懇談会等で情報を伝えている。 | 学生相談室および担任教員より被害・加害双方の保護者に対し、対応方針を伝えその結果をいじめ防止対策委員会で共有している。 | — |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。 | 関係機関と連携体制を築いている。 | 外部の有識者が出席する運営諮問会議において、本校の取組を報告している。 | — |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。 | 必要に応じて警察と情報共有を行うなど、連携体制を築いている。 | 事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連携体制について再検討を行う。 | 令和7年2月 |